

**信頼される教職員で
あり続けるために
(体罰は、しない させない 必要ない)**

奈良県教育委員会

平成26年3月

はじめに

本県教育は、児童生徒一人一人が、将来に向けての夢や目標を抱き、その夢や目標の実現に向かって努力し、次代を担う自立した社会人となることを目指しています。このことから、県教育委員会では、「愛を基盤として、知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子どもを育てる」をスローガンとし、様々な施策に取り組んでいます。また、各学校においても、教職員、外部指導者及び学校ボランティア等の皆さん（以下、「教職員」といいます。）により、愛情に満ちた指導を中核に据え、ときには、厳しく叱り、粘り強く諭す指導が行われています。

「愛」とは「大切に作る心」です。この「愛」を基盤とした厳しい指導は、児童生徒の成長の糧となります。しかし、この厳しい指導の名の下に、体罰や不適切な行為（以下、「体罰等」といいます。）を行うことは決して許されるものではありません。なぜなら、体罰等が、教育的な効果がない行為であるからだけでなく、児童生徒の人間としての尊厳を傷つけ、教職員や学校に対する信頼を著しく失墜させ、児童生徒が安全に安心して学校生活を送る権利を奪う行為であるからです。教職員はこのことを常に忘れず、強い決意の下、体罰等の根絶に取り組まなければなりません。

そのためには、

- 1 教職員一人一人が体罰等について正しく理解し、自分の指導の在り方を常に点検すること
- 2 「人権尊重」「児童生徒理解」「信頼関係」に基づいた指導の重要性を再確認するとともに、自己の指導力向上のため研修と修養に努めること
- 3 教職員が支え合い、体罰等を許さない風土をつくること

が重要です。ここで言う「支え合い」とは、馴れ合いのような緊張感のない関係ではなく、お互いを教育の専門家として尊重し合いながら、信義を伝え合う関係のことです。

本資料は、体罰について「しない、させない、必要ない」をコンセプトに、

- 1 体罰とはどんな行為を指すのか
- 2 体罰はどんなときに起こりやすいのか
- 3 体罰等が起こる余地のない指導を推進するために必要なことは何か
- 4 研修の進め方

の構成で、まとめました。

本資料を校内研修で活用したり教職員が定期的に読み直したりすることで、自らの指導の在り方や学校の指導体制を点検し、適切で効果的な指導が行われることを期待します。

平成26年3月

奈良県教育委員会
教育長 富岡 将人

児童生徒の望ましい成長の実現

体罰等が起こる余地のない指導の推進に向けた取組

意識の向上

定期的な自分の指導を振り返るとともに、感情のコントロールに取り組み、体罰根絶に努めましょう。

体罰についての正しい認識 P1

体罰における責任の正しい認識 P2

人権尊重の精神 P18

不適切な行為についての正しい認識 P3

体罰による影響の正しい認識 P1

定期的な自己チェックの実施 P6、アンガーマネジメントの習得 P8

組織力の向上

教職員が支え合う体制を確立し、体罰根絶に向けた組織力の向上に努めましょう。

わいがやムードの促進 P10

同僚性・協働性の向上 P10

スタンディング・ミーティングの導入 P10

相談窓口の周知 P11

PDCAサイクルの推進 P12

体罰発生時の対応 P11

指導場面の交流の促進 P9、報告体制の整備 P10

指導力の向上

児童生徒理解をベースにして、様々な理論に基づいた指導法を取り入れ、体罰根絶に向けた指導力の更なる向上に努めましょう。

懲戒 P15

正当行為
正当防衛 P16

年1回以上、研修会の実施 P29

ABC分析 P26

コーチング P22

サイレント
マジョリティ P28

メンタルトレーニング P24

研修の進め方 P29~P33

深い児童生徒理解をベースにした指導の基礎基本

・人権尊重の精神 P18 ・生徒指導 P19 ・学習指導 P20 ・部活動指導 P21

しない

させない

必要ない

体罰とは P1

- 身体に対する侵害を内容とするもの
- 肉体的苦痛を与えようとするもの

体罰に対する影響・責任 P1

- 児童生徒への影響
- 保護者・地域住民への影響
- 行政上の責任
- 民事上の責任
- 刑事上の責任
- 社会的責任

不適切な行為とは P3

- 暴言
 - ・人格を否定する言葉
 - ・自尊感情を傷つける言葉
 - ・身体や容姿をけなす言葉
 - ・恐怖感を与える言葉
- 行為
 - ・自尊感情を傷つける行為
 - ・恐怖感を与える行為
 - ・精神的に負担を与ええる行為

体罰発生の原因 P4

- 認識が不足している
- 体罰を容認している
- 感情を抑えられない
- 協力体制が不十分である
- 指導力が不足している

目 次

第1章 体罰・不適切な行為	
1 体罰とは	1
2 不適切な行為とは	3
第2章 体罰発生の原因	
1 体罰に関する認識の不足から起こる体罰	4
2 体罰容認の意識から起こる体罰	4
3 学校での協力体制の不十分さから起こる体罰	5
4 指導力不足から起こる体罰	5
5 感情を抑えられずに起こる体罰	5
第3章 体罰等が起こる余地のない指導の推進に向けた取組	
1 体罰等の根絶に向けた意識の向上	6
自己指導振り返りシート（教職員用）	7
参考資料1 アンガーマネジメント	8
2 体罰等の根絶に向けた組織力の向上	9
学校振り返りシート（管理職用）	13
3 指導力の更なる向上	14
参考資料2 指導の基礎基本 ～人権尊重の精神～	18
参考資料3 指導の基礎基本 ～生徒指導～	19
参考資料4 指導の基礎基本 ～学習指導～	20
参考資料5 指導の基礎基本 ～部活動指導～	21
参考資料6 コーチング	22
参考資料7 メンタルトレーニング（メンタルサポート）	24
参考資料8 ABC分析	26
参考資料9 サイレントマジョリティ	28
第4章 研修の進め方	
1 研修の視点	29
2 研修の手順	29
3 事例	30
資料	
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」 （平成25年3月13日付け24文科初第1269号）	34

本県の教育から体罰を根絶するためには、教職員一人一人の「学校から体罰をなくそう」という意識が必要です。体罰が起こる余地のない指導を推進することは、児童生徒をよりよい方向へと導くことにつながります。

「体罰の問題は自分には関係ない」と思わずに、自分の日々の教育活動を振り返りましょう。



※ 本資料でいう教職員とは、学校の職員のほか外部指導者・学校ボランティア等、児童生徒の教育に従事する全ての人を指します。

第1章 体罰・不適切な行為

1 体罰とは

体罰とは、児童生徒に対して、身体に対する侵害を内容とするものや肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断される行為であり、法律（学校教育法第11条）で禁止されています。

【身体に対する侵害を内容とするもの】

- 殴る。蹴る。
- 突き飛ばす。投げ飛ばす。
- 物を投げつけて、当てる。
- 頬をつねる。
- 踏みつける。
- 髪の毛を切る。 等

【肉体的苦痛を与えるようなもの】

- 正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる。
- 居残りや別室指導で、児童生徒を長く留め置き、食事やトイレの許可を与えない。
- 炎天下の中、水を飲ませずに長時間走らせる。 等

(1) 体罰かどうかの判断

- 次の項目を総合的に考え、個々の事案ごとに判断されるものである。
 - ・ 年齢、健康状態、心身の発達状況
 - ・ 行為が行われた場所、時間等の環境
 - ・ 行為の態様

当該の教職員や児童生徒、保護者の主観や予断をもって判断しない。

体罰を根絶するのは
あなたです

(2) 体罰の影響

体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、心に深い傷を残します。また、当該の教職員だけでなく学校全体に対する児童生徒、保護者及び地域住民からの不信感を生み、正常な教育活動ができなくなるおそれがあることも忘れてはいけません。このことは、後述の「不適切な行為」（3頁参照）についても同様です。

【児童生徒への影響】

- 萎縮し、学ぶ意欲が低下する。
- 屈辱感を抱き、自尊感情が低下する。
- 教職員の顔色をうかがって行動するようになる。
- 力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の連鎖を生むおそれがある。
- 教職員への不信感を抱き、批判的、反抗的になる。
- 取り返しのつかない事態（不登校・自殺）を引き起こすことがある。
- 心身に「後遺障害」を残すことがある。

【保護者、地域住民への影響】

- 当該の教職員及び学校への不信感を抱かせる。
- 学校のおよさや教育実践が理解されにくくなる。

体罰を

受けた子どもの 心には
反省よりも 恐怖心

(3) 体罰を行った教職員の責任

【行政上の責任】

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行・信用失墜行為

(地方公務員法第29条・第33条)



懲戒処分＜免職・停職・減給・戒告＞

【刑事上の責任】

刑法第208条（暴行罪：殴る・蹴る等）→2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

刑法第204条（傷害罪：体を傷つける等）→15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

刑法第220条（監禁罪：不当に継続して居残りをさせて、一定の場所から脱出することができないようにさせる等）→3月以上7年以下の懲役



これらの罪により禁錮以上の刑に処せられた場合

→教育職員免許状の失効、失職（教育職員免許法第10条、地方公務員法第28条）

【民事上の責任】

被害児童生徒に対して、治療費や慰謝料等の損害賠償責任

(民法第709条・第710条、国家賠償法第1条)

※ 学校が安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負う場合もある。

【社会的責任】

児童生徒・保護者・地域住民からの信頼の失墜

体罰で 失う信用 一瞬に

2 不適切な行為とは

威圧的な言動や教育的配慮に欠いた指導などの指導上不適切な行為も、児童生徒の人権を踏みにじり、心を深く傷つけます。それゆえに、教職員は、体罰と同様に、このような行為を絶対に行わないように自覚する必要があります。

【暴言】

- 人格を否定する言葉
「最低な奴だ」「人間のくずだ」 等
- 自尊感情を傷つける言葉
「お前みたいな奴はだめだ」 等
- 身体や容姿をけなす言葉
「キモイ」「チビ」「デブ」 等
- 恐怖感を与える言葉
「殴るぞ」「しばくぞ」 等

【行為】

- 自尊感情を傷つける行為
 - ・過度な叱責をみんなの前で行う。
 - ・忘れ物の数をグラフ化して掲示する。等
- 恐怖感を与える行為
 - ・周囲の物に当たって威嚇する。等
- 精神的に過度な負担を与える行為
 - ・過度な練習を強制する。
 - ・実現不可能な課題を強制する。等

その言葉 保護者の前でも
言えますか？



Q1 叱ることは、体罰なのでしょうか？



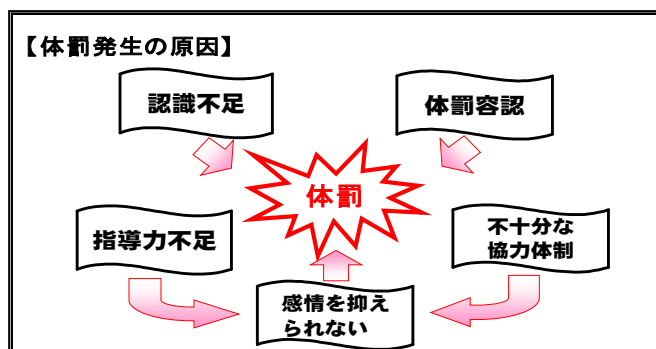
A1 叱ることは、注意や叱責を行うことで、それは、法律で認められている懲戒（15頁参照）に当たり、体罰ではありません。児童生徒は未発達、未成熟で、過ちを犯してしまうこともあります。そのようなときには、きちんと叱ることも必要です。
ただし、人格を否定したり、教職員の感情のはけ口として叱るのであれば、「不適切な行為」であり問題です。叱ることは、叱られた人に行動変容を促すために行われるコミュニケーションの一つです。正しく効果的に叱ることができるように、次のことを心がけましょう。

【叱り方のコツ】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①児童生徒と信頼関係を築いておく。 | ②問題点を明確に指摘する。 |
| ③理由を話し納得させる。 | ④児童生徒の人格を否定しない。 |
| ⑤一つのことに絞って短く叱る。 | ⑥「I（わたし）メッセージ*」で伝える。 |
| ⑦以後のことを本人に考えさせる。 | ⑧児童生徒の発言をじっくり待つ。 |
| ⑨必要ならば、具体的な助言をする。 | ⑩行動変容があれば褒める。 等 |

* I（わたし）メッセージ： 主語を「私」にすることで、相手やそのときの状況について、自分はどう感じているのかを正直に相手に伝える方法。言われた相手は「責められた」という感情を抱きにくく素直にそのことを認めやすくなる。

第2章 体罰発生の原因



1 体罰に関する認識の不足から起こる体罰

今まで自分が行った体罰について「この行為は体罰でない」と判断している人は、体罰を繰り返しやすい傾向にあります。また、結果や成果を上げている他の教職員が行っている体罰を、体罰と思わずにその手法を取り入れている人も体罰を行いやすく繰り返しやすい傾向にあります。

愛の鞭 そんな鞭は ありません
あるのは 単なる無知でしょう

2 体罰容認の意識から起こる体罰

(1) 教職員の意識

【教職員の意識の例】

- 体罰をしてでも、どうにかして児童生徒を変えたい（成長させたい）。
- 体罰による厳しい練習を課すことで、児童生徒は上達し、チームが勝ちを収める、技術が上達する、成績が上がる等の結果を残すことができる。
- 何度も口頭で注意したが、効果がなかった。体で覚えさせるしかない。
- 問題行動を起こした児童生徒への指導中や部活動の指導中に、反抗的な態度や不満な態度を見せた場合は、反省させるために体罰もやむを得ない。
- 他の児童生徒の見せしめにもなり、今後の指導がうまくいく。

自分が「体罰や厳しい練習を乗り越えたので成長できた」という経験や、教職員として「体罰をすることによって、『効果』が得られた」と感じた経験のある人は、体罰を繰り返す傾向にあります。

勝つために
使う拳は 誰のため？

(2) 児童生徒や保護者、地域住民の意識

【児童生徒の意識の例】

- 自分が悪いのだから、叩かれるのは仕方がない。
- 自分のために、先生は叩いてでも厳しく怒ってくれている。
- 少しぐらい叩かれても、この練習を乗り越えれば、自分やチームは成長する。
- 彼（彼女）に非があるのだから、叩かれるのは当然である。

【保護者・地域住民の意識の例】

- 体罰があっても、先生は、子どもの将来を考えて、一生懸命やってくれている。
- 成果（公式戦で勝ち進む等）が上がるのは、先生の指導のおかげで、ある程度の体罰はあって当然である。
- 家（地域）では、言うことを聞かないから、少しぐらいの体罰は構わないので先生に厳しく指導してほしい。

児童生徒やその保護者、地域住民がこのような意識で体罰を受け入れ、何も言わない場合には、教職員は自分の行った体罰が「認められた」と捉えて体罰を繰り返すようになります。

いかなる理由があろうとも
ダメなものは ダメなんです



Q2 児童生徒や保護者は、本当に体罰を容認しているのでしょうか？

A2 たしかに、体罰を容認する児童生徒や保護者がいることは事実です。しかし、多くの児童生徒は、反論したり不満な態度を取ったりすると、更に怒られるとの思いから**我慢しています**。また、成績や進学、就職など、子どもの進路に影響するとの思いから、**我慢する保護者も少なくありません**。ふだんから「先生、叩いてでも教えてやってください」と言う保護者であっても、実際に我が子が体罰によりケガをした場合は、体罰を行った教職員に不信感を募らせることがあります。さらに、その行為を見聞きした他の児童生徒や保護者等も不信感を募らせます。

教職員は、「何も言われなから、信頼関係がある」と高をくくらず、適切な指導を心がけましょう。

勘違い
子どもは 我慢してるだけ

3 学校での協力体制の不十分さから起こる体罰

他の教職員と指導方法等について見せ合ったり、話し合ったりする機会が少なく、個人に任せきりになると、負担が多くなり、教職員は疲弊し冷静な判断ができなくなることがあります。そのようなときは不安や焦りが一層増し、体罰を起こしやすくなります。

体罰を行っていることを知っているにも関わらず、他の教職員が見て見ぬふりをするとき、体罰を行った教職員は自分の指導の間違いに気付かず、体罰を繰り返してしまう可能性があります。

チェックの目
増やしてなくそう 体罰の芽

4 指導力不足から起こる体罰

「分かる授業ができない」「何度注意しても問題行動（失敗）を繰り返す」など、学習指導や生徒指導、部活動指導の場面で効果が上がらない場合、「イライラして」「つい、カッとなって」体罰を起こしやすくなります。また、指導した際、わざと悪態をつくなど「試し行動」をとり、表面上理解を示さない児童生徒に対し、「なぜ、分かってくれないのか」「なんとかして問題行動を止めなければ」という思いで、体罰を起こす教職員もいます。このような場合は、児童生徒の抱えている心理的問題に巻き込まれ、不安や焦りなどの感情を自分一人で抱えきれなくなっていることが多い状態と考えましょう。

体罰は 指導力の ない証

5 感情を抑えられずに起こる体罰

教職員が不安や焦りを感じる場合や心身の不調から精神的な余裕がない場合、児童生徒の言動に対して感情的になり体罰に至ることがあります。

カッとなり 体罰起こし 後悔す

第3章 体罰等が起こる余地のない指導の推進に向けた取組



児童生徒の望ましい成長の実現

<望ましい教職員像>

- 「人権尊重」「深い児童生徒理解」「確かな信頼関係」を基盤に、愛情に満ちた指導を行う。
- 児童生徒のやる気を引き出す。
- 児童生徒一人一人に合った指導を行う。
- 特に、部活動指導では、勝利（成績）至上主義ではなく、児童生徒の個々の成長を目指す。
- 組織の一員として、他の教職員と協力して職務を遂行する。

意識の向上

定期的に自分の指導を振り返るとともに、感情のコントロールに取り組み、体罰根絶に努めましょう。

（定期的な自己チェックの実施、アンガーマネジメントの習得）

しない

組織力の向上

教職員が支え合う体制を確立し、体罰根絶に向けた組織力の向上に努めましょう。

（指導場面の交流の促進、報告体制の整備）

させない

指導力の向上

児童生徒理解をベースにして、様々な理論に基づいた指導法を取り入れ、体罰根絶に向けた指導力の更なる向上に努めましょう。

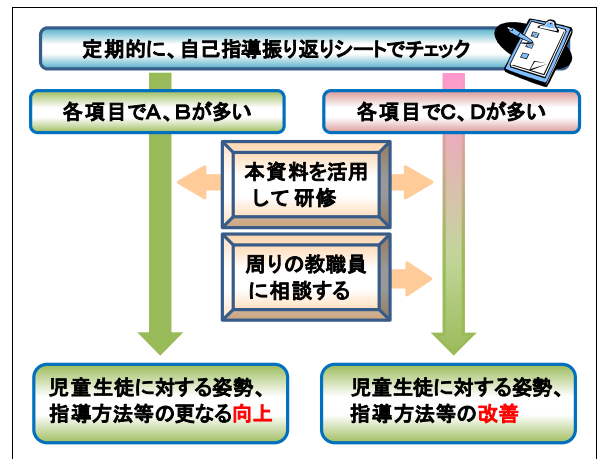
（年1回以上、研修会の実施）

必要ない

1 体罰等の根絶に向けた意識の向上

(1) 定期的に、自分の指導を振り返る

体罰等を本県の学校から根絶するには、教職員一人一人が「体罰等は人権侵害であり、決して許される行為ではない」「自己研鑽に励み、適切な指導を実践しよう」などの意識をもって指導を行っているかを定期的に振り返ることが大切です。7頁の「自己指導振り返りシート（教職員用）」を活用し、自分の取り組むべき指導・支援の方向性を確認しましょう。



(2) 体罰等を行わないために、「怒り」の感情をコントロールする

「自己指導振り返りシート（教職員用）」等により、自分は感情的な指導を行いやすいと気付いたならば、アンガーマネジメント（8頁参照）を取り入れ、怒りの感情をコントロールする方法を身に付けることが大切です。

【自己指導振り返りシート（教職員用）】

自分の取り組むべき指導・支援の方向性を確認しましょう。

< A：よく当てはまる B：ある程度当てはまる C：あまり当てはまらない D：全く当てはまらない >

	項 目	A	B	C	D	関連頁
1	体罰や不適切な行為は、重大な人権侵害であり、絶対許されない行為であることを意識して指導している。					1～3 18
2	どのような理由があっても、体罰や不適切な行為は、絶対許されない行為であることを意識して指導している。					1～5
3	児童生徒の心を傷つけないように、言動には気を配って指導している。					3
4	児童生徒の言動に対して、感情的になることなく、冷静に指導している。					8
5	イライラする気持ちをコントロールし、心にゆとりをもって対応している。					8
6	お互いの指導について、他の教職員と話し合いをしている。					9・10
7	指導上の悩みを、管理職や他の教職員と相談し合っている。					10
8	問題を一人で抱え込むことのないように、他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を行っている。					10
9	他の教職員の体罰を見聞きしたときには、本人に注意したり、管理職に報告・連絡・相談するようにしている。					10・11
10	体罰や不適切な行為に陥ることなく、叱る、注意するなどの懲戒を適切に行っている。					3 15・16
11	児童生徒のよさを認め、意欲や自主性を引き出す指導を行っている。					19 22～25
12	頭ごなしに決めつけず、児童生徒の言い分や考えをしっかりと聴いて指導している。					15～17 19
13	学習指導や部活動指導などで、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っている。					19～21
14	児童生徒の言動を現象面だけで判断せず、児童生徒の特性や家庭環境等の背景を理解した上で、効果的な指導を行っている。					19 26 27
15	指導がうまくいかないとき、児童生徒のせいにするのではなく、自分の指導の在り方を振り返り、改善しようとしている。					14～28
16	様々な理論に基づいた指導法を取り入れるなど、指導の更なる向上に取り組むようにしている。					22～28

※ 「C」「D」にチェックが入る項目があれば、関連頁を参照してください。

参考資料1 【アンガーマネジメント】

怒りの感情をコントロールする方法を身に付けたり、「怒らない仕組み」を自分の中につくったりすることができます。

「腹が立つ」「イライラする」といった怒りの感情そのものは、人間がもつ感情の一つです。しかし、教職員が行う指導等が、怒りの感情により体罰等になってしまうと問題です。なぜなら、それは「感情的に怒った上での暴力」にすぎないからです。そうならないためには、教職員が、児童生徒に対して怒りの感情をもったときに、どのような言動をとるのが重要となります。

次の内容を参考にし、「怒り」の上手な表現方法・対処方法を身に付けましょう。

【怒りの感情をコントロールする方法】

- 呼吸を大きくゆっくりする。
- その場から離れる。
- 「怒り」のレベルを点数化（10点満点）する。
例 少しいラッとした（2点）
爆発寸前（9点） 等
- 自分の心を落ち着かせる「魔法の言葉」を用意しておく。
例 「怒ってよいことなし」
「自分は、教育者だ」
「後にしよう」 等
- 衝動的な強い怒りを感じたとき、心の中で「ストップ!」と唱える。
- 数を数える。
例 100から3ずつ引いていく。
英語で数字を逆算していく。
頭の中で6秒カウントする。
- 自分にとって「最高に気持ちよい場面」を思い出す。
- 話している相手に腹が立ったら、目の前にあるものを観察する。



怒りの感情から意識を遠ざけ、自分を客観視することで冷静さを取り戻す。

【「怒らない仕組み」を自分の中につくる方法】

- 自分がどのような場合に怒りを感じるかを知る。
 - 1 怒りを感じたときに、記録する。
 - ① 日時
 - ② 場所
 - ③ 出来事（具体的に、事実のみ）
 - ④ 思ったこと
 - ⑤ 怒りを感じたときに自分がとった具体的な言動
 - ⑥ 相手にしてほしかったこと
 - ⑦ 結果（相手や出来事の展開等を事実のみ）
 - ⑧ 怒りの強さ（点数化）
 - 2 記録を分析する（振り返る）。
 - 3 怒りを感じるたびにこの作業を繰り返す行う。



- 怒りのパターンが分かる。
- 「こんなことで怒っていたのか」「今考えれば、相手の言うことももっともだな」などと思えるようになる。



怒らなくてもよいことに怒らなくなり、自分で気を付けることができるようになる。

ふりあげた
拳をおろし 深呼吸

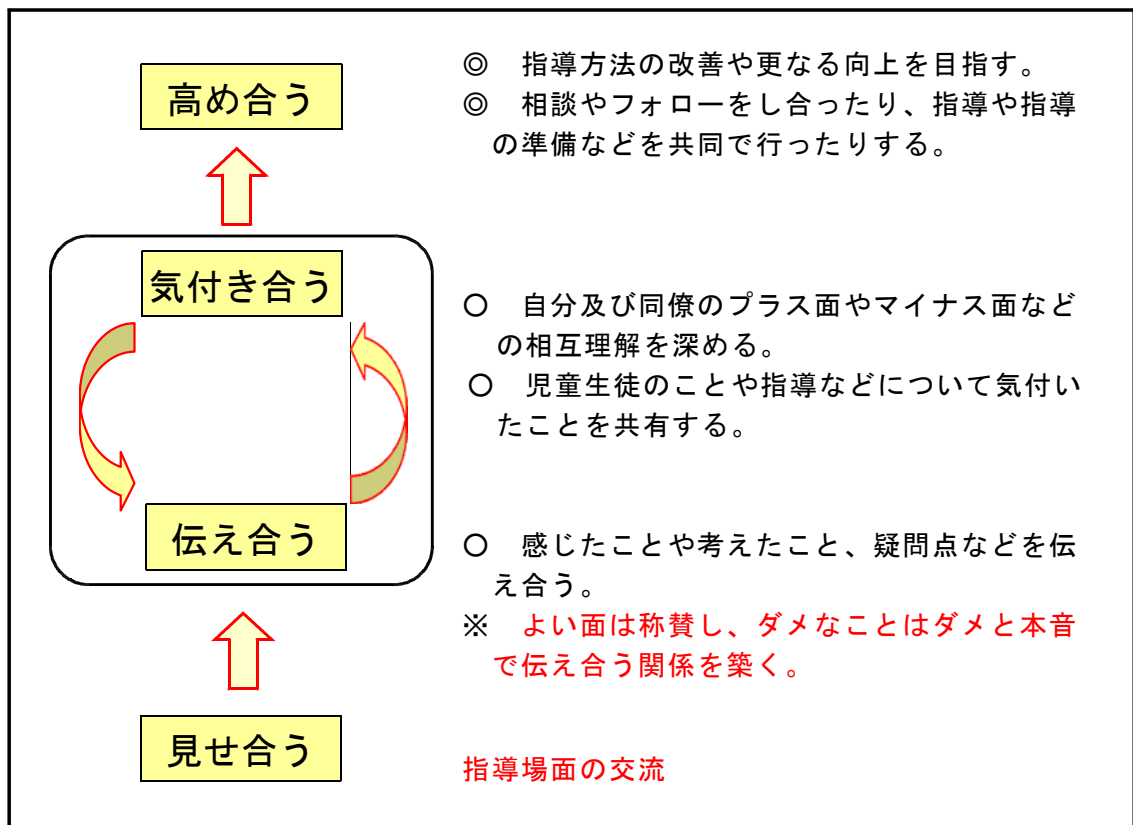
2 体罰等の根絶に向けた組織力の向上

(1) 支え合う体制の確立

「指導の悩みを相談できない」「問題を一人で抱え込んでしまう」「指導を特定の教職員に任せてしまう」というように、教職員の協力体制の不十分さから体罰等が起こることがないように、教職員同士が互いに支え合う体制を確立することが大切です。そのためには、日頃から、教職員間のコミュニケーションを充実させていく必要があります。

① 指導場面の交流の促進

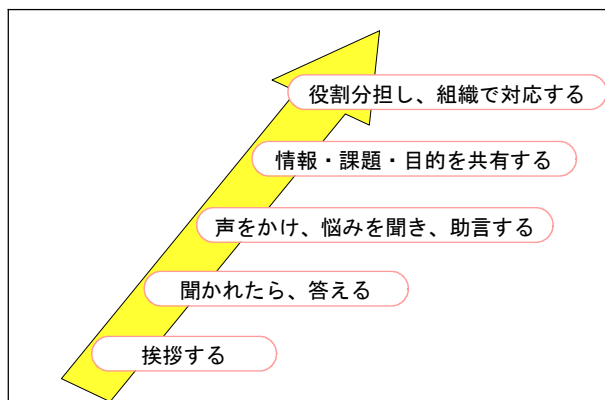
学校現場において、互いの指導場面の交流を行えば、同僚と感じたことを伝え合うことで自己の指導を振り返ることができます。そして、「同僚には自分の指導がそんな風に受け取られているのか（見えているのか）」「そんな指導もあるのか」という気付きを得ることにより、指導の更なる向上に取り組むことができます。さらに、互いのプラス面やマイナス面などについての相互理解が深まり、相談やフォローをし合ったり、指導や指導の準備などを共同で行ったりしていくことができます。



支え合い
誰にもさせない 体罰は

② 同僚性^{*1}・協働性^{*2}の向上

ふだんから同僚と気軽に話ができたり、本音で話したりすることができる雰囲気が職場にあると、職場の同僚性が高まっていきます。そうなれば、気になることがあれば声をかけたり、一人で問題を抱え込まずに相談したりすることができるようになります。また、指導や児童生徒理解についての会話も増え、アドバイスや注意もしやすくなります。



教職員集団の同僚性が高まると、共に課題に取り組むための話し合いが進み、役割分担の下でそれぞれの専門性を生かした組織対応が行われるようになり、協働性が高まります。

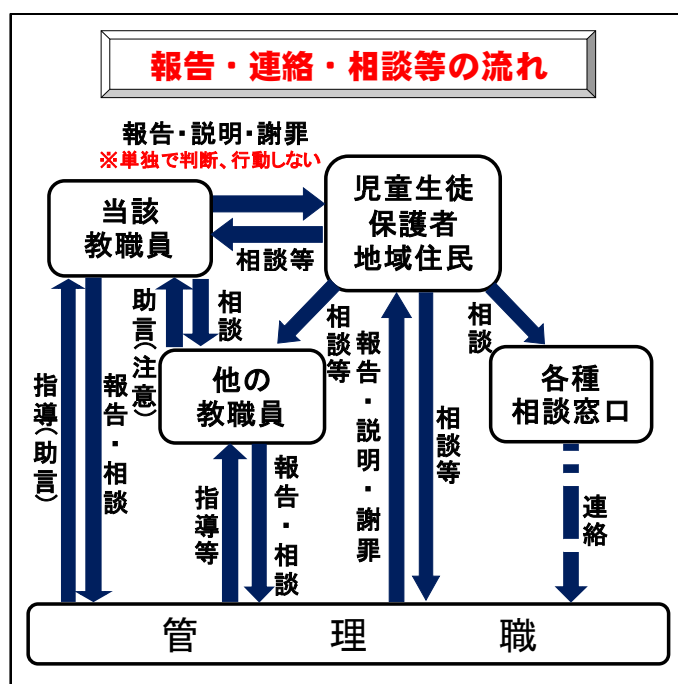
同僚性、協働性が高まると、多面的な視点での児童生徒理解を行うことができ、一人一人に合った支援が可能となります。さらに、教職員間で役割分担が進むことから、教職員は精神的にゆとりをもって児童生徒に接することができるようになります。

お互いに支え合う教職員集団となるために、「スタンディング・ミーティング^{*3}」を導入したり、「わいがやムード^{*4}」を促進するなどして、児童生徒理解や指導方法等について活発に話し合う雰囲気をつくりましょう。

(2) 報告及び相談体制の整備

体罰や体罰と疑われる行為を行った場合、あるいは、見聞きした場合は、一人で抱え込んだり、判断したりせず、必ず管理職に報告等を行う必要があります。

万が一、体罰が起こった場合の対応については、11頁を参照しましょう。



^{*1}同僚性： 職場で気軽に相談し合い、助け合い、励まし合う人間的な関係。

^{*2}協働性： 教育の専門家である教職員が、それぞれの専門分野を発揮し、共通の目的に向かって協力し合う関係。

^{*3}スタンディング・ミーティング： 立ちながら行う会議。人との距離感が近くなることで意見が出やすくなり、活発な討議になる。

^{*4}わいがやムード： 学校の現状について、時間にとらわれず、気軽に話し合える教職員の雰囲気のこと。

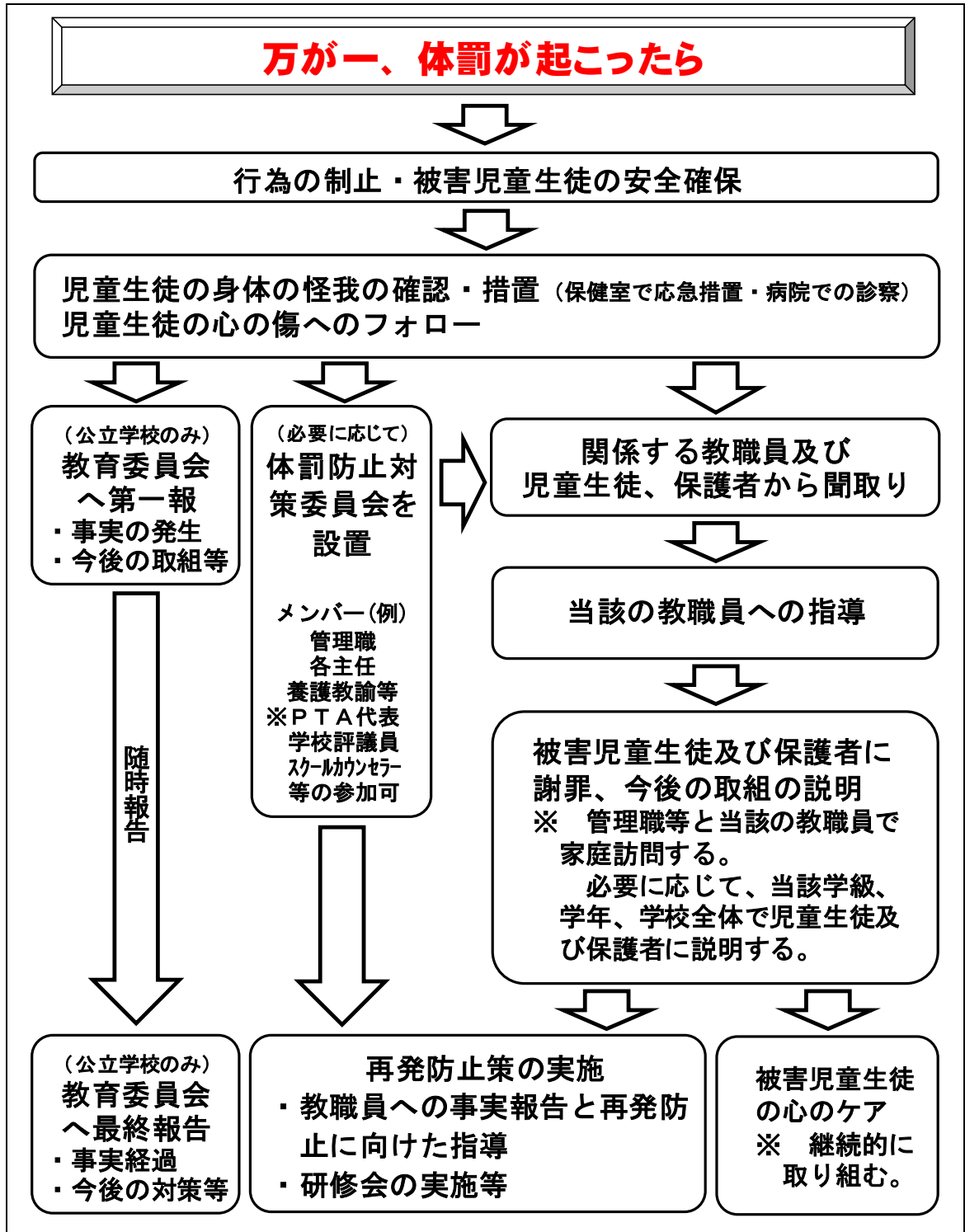
(3) 相談窓口の周知

児童生徒や保護者、地域住民が体罰について相談できるように、学校や教育委員会の窓口のほか、各種相談窓口の周知に努めなければなりません。

相談窓口の紹介（平成26年3月現在）

あすなろダイヤル	0744(34)5560
子どもの人権110番	0120(007)110
奈良いのちの電話	0742(35)1000
チャイルドラインなら	0120(99)7777
24時間いじめ相談ダイヤル	0570(0)78310
「悩みならメール」（中高生対象）	
soudan@soudan-nara-mail.jp	

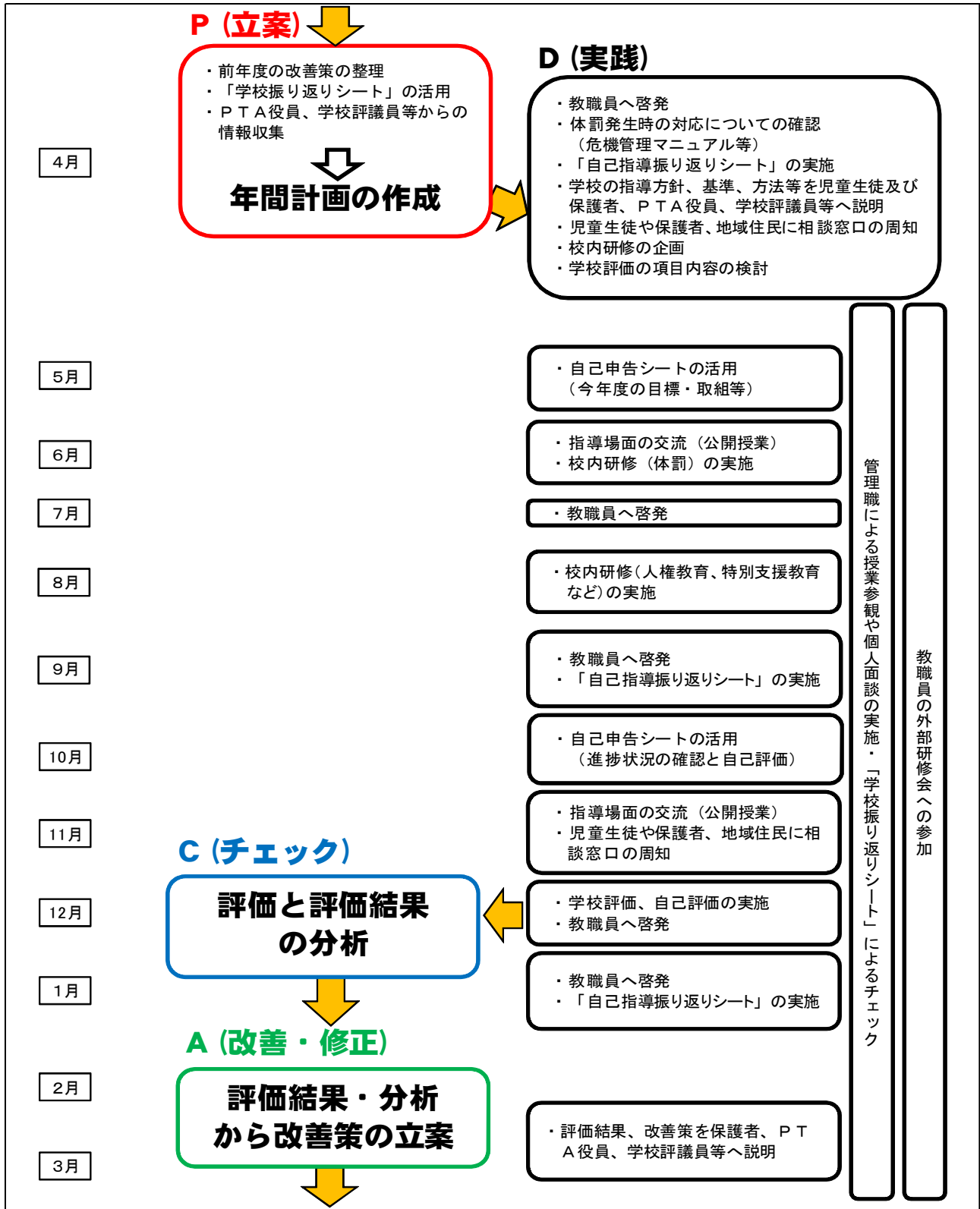
(4) 体罰が起こった際の対応



(5) P D C Aサイクルの推進

体罰等の未然防止に関する取組を実効的に進めるには、学校、奈良県児童生徒の規範意識向上推進連絡会、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、中学校体育連盟等（以下、「各団体」といいます。）がP D C Aサイクルに基づき、「いつ」「何を」するのかを具体的に計画し、実行することが大切です。

【P D C Aサイクル】（一例）



【学校振り返りシート（管理職用）】

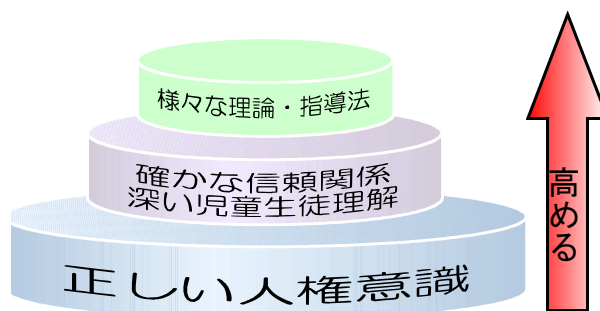
＜A：よく当てはまる B：ある程度当てはまる C：あまり当てはまらない D：全く当てはまらない＞

	項 目	A	B	C	D
1	体罰や不適切な行為の根絶について、その趣旨を教職員に周知し徹底している。				
2	教職員の人権感覚を高める研修や取組を実施している。				
3	特別な教育的支援を要する児童生徒への指導方法や、生徒指導上困難な場面における指導方法についての研修を実施している。				
4	相談窓口の周知など、体罰の未然防止及び早期発見、早期対応に向けた取組を行っている。				
5	定期的に、自己指導振り返りシート（教職員用）を使って全教職員が自己点検を行うよう指導している。				
6	体罰や不適切な行為が疑われるとき、教職員が管理職に相談できる体制を整備している。				
7	日頃から教職員の目線に立ち、積極的にコミュニケーションを図り、指導上の悩みや思いを理解するよう努めている。				
8	体罰が認められたとき、速やかに教育委員会へ報告する（公立学校のみ）とともに、教職員へ適切な指導をする体制が整えられている。				
9	問題行動を繰り返す児童生徒に対する指導を、特定の教職員だけに任せていない。				
10	教職員以外の児童生徒の教育に従事する者（例 外部指導者）と、指導方針について共通理解をしている。				
11	授業や部活動の状況を把握するため、校内を巡回している。				
12	部活動では、勝利（成績）至上主義に偏っていないか点検し、指導者と指導方針について共通理解している。				

※ 「C」「D」にチェックがついた項目については、改善策を講じる必要があります。

3 指導力の更なる向上

教職員は、体罰等の起こる余地のない指導を推進するために、次に示す指導、対応及び措置について研修に励むことが求められます。学校及び各団体は、そのような機会を確保するよう、年1回以上の研修会を実施することが望まれます。



(1) 基礎・基本に基づいた指導

本県の教育は、これまでから「人権尊重」「深い児童生徒理解」「確かな信頼関係」を中核に据えた指導を大切にしてきました。このことは、これからも何ら変わることはありません。教職員は、引き続き、基礎・基本に基づいた指導(18頁～21頁)の推進に努めなければなりません。

(2) 様々な理論に基づいた指導法を取り入れた指導

上に示す基礎・基本(特に、「深い児童生徒理解」)をベースにして、様々な指導法を取り入れ、指導の更なる充実に取り組むことは児童生徒の成長につながります。特に、部活動指導に携わる教職員は、それぞれの指導の専門的な指導法を身に付けるほかに、科学的根拠のある最新の指導法を学ぶ必要があります。

<各指導法を取り入れることによる効果>

P22

【コーチング】

児童生徒のもっている力を引き出すためのコミュニケーションスキル。強制的な指導が不要となり体罰等が起こらなくなります。

P24

【メンタルトレーニング】

児童生徒のプラス思考を引き出したり、「やらされている活動」から「自らの意思でやる活動」へ意識を変容させることができ、体罰等が起こらなくなります。

P26

【ABC分析】

問題となる行動の前後の状況を分析し、具体的にどのように対応するかを考えることにより、焦りや不安がなくなり、体罰等が起こらなくなります。

P28

【サイレントマジョリティ】

指導の際、中間層に注目することにより、児童生徒の集団(学級・学年・学校・部活動)が望ましい方向に向かいます。教職員は注意する回数やストレスが減り、体罰等が起こらなくなります。

あげるのは
拳ではなく 指導力

(3) 懲戒

懲戒とは、問題行動を起こした児童生徒に対し、教育上必要があると認められるときに、児童生徒の自己教育力の育成や規範意識の醸成を目指し、児童生徒を叱責したり処分したりすることです。第1章で示した体罰等ときちんと区別し、それぞれを正しく理解した上で、懲戒を適切に行うようにしましょう。

【校長と教員が行う事実行為としての懲戒】

- 注意、叱責する。
- 児童生徒に対して義務や負荷を課すもの
 - ・放課後、教室に居残りをさせる。
 - ・授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
 - ・当番を多く割り当てる。
 - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。 等

【校長が行う処分としての懲戒】

- 退学、停学、訓告
- ※ 義務教育を保障する観点から、小中学校の児童生徒に対しては、退学と停学を行うことはできない（国立・私立小中学校及び県立中学校の退学を除く）。

混ぜるな！危険 懲戒と体罰



Q3 懲戒を行う場合、どのようなことに留意する必要がありますか？



A3 次のことに留意する必要があります。

- 日頃から、児童生徒や保護者との信頼関係を築いておくこと。
- 指導の一貫性をもたせるため、基準やきまり、処分の決定方法等についてあらかじめ明確にし、教職員間の共通理解はもちろん、児童生徒や保護者に周知し、理解や協力を得るよう努めること。
- 「どの行為がなぜいけないのか」を明確にし、毅然とした指導を行うこと。
- 児童生徒の実情に応じた厳しさと優しさのバランスのよい指導を行うこと。
- かけがえのない存在としての児童生徒理解や児童生徒の内面把握を踏まえた、心に響く指導を行うこと。
- 当該児童生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等、諸般の事情を考慮の上で行うこと。
- 一時の感情に支配されて安易な判断の下で懲戒が行われることがないようにすること。
- 児童生徒や保護者に対して、懲戒の説明を行うとともに、弁明・反論の機会をつくること。
- 懲戒のつもりで行った行為が、「体罰」や「不適切な行為」にならないようにすること。

児童生徒が興奮している場合は、落ち着かせることが大切です。そのためには、教職員は落ち着いた態度と丁寧な言葉で対応する必要があります。それでも児童生徒が落ち着かず、他の児童生徒の安全や学習に支障をきたす場合や教職員に危害が加えられるおそれがある場合に、教職員がやむを得ず行った有形力の行使は、「正当行為」又は「正当防衛」となります。したがって、これによって児童生徒の身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合であっても、適法な懲戒に当たり、体罰には該当しません。

【正当行為】

他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

例 授業中、大声を出して授業妨害する児童生徒に対して、静かにするように指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、児童生徒の腕を引っ張り職員室まで移動させた。

例 休み時間、他の児童生徒を殴っていた児童生徒がいたので、この児童生徒の両腕をつかんで引き離した。

【正当防衛】

児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

例 児童生徒が教職員の指導に反抗して殴りかかってきたので、児童生徒の背後に回り、体をきつく押さえた。

※ 殴る・蹴る等の行為は、正当行為・正当防衛に当たらず、過剰防衛・暴力行為となり、違法となります。

(4) 出席停止

出席停止は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点からとられる措置です。公立小中学校において、他の児童生徒への暴行や授業妨害などの行為を繰り返す児童生徒がおり、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、学校は出席停止の適用について検討し、該当すると判断した場合、出席停止を命じる権限と責任を有する市町村教育委員会に報告します。

出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付13文科初第725号各都道府県教育委員会教育長宛て 文部科学省初等中等教育局長通知）を参照してください。

児童生徒の望ましい成長を実現するには、これまで説明してきた指導等を状況に応じて適切に行うことが大切です。指導方針・基準・方法等について教職員間で共通理解を図ることはもちろん、児童生徒や保護者等に周知し、理解と協力を得ることで、より効果的な指導を進めていくことができます。



Q4 児童生徒から信頼される教職員は、どのような教職員ですか？



A4 児童生徒から信頼される教職員像の具体例を挙げてみます。

- **公正、公平な態度で接する。**
 「嘘をつかない」「約束を守る」「時間を守る」
 「えこひいきをしない」「先入観や決めつけで判断しない」
 「気分次第で叱らない」 等
- **日頃の人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む姿勢を大切にする。**
 「児童生徒の視点に立つことができる」「児童生徒が相談・質問しやすい」
 「名前を覚え声かけをよくする」「思いやりがある」
 「保護者とのコミュニケーションを大切にする」 等
- **授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導を行う。**
 「授業が分かりやすい」「個に応じた指導を行う」「児童生徒のやる気を引き出す」
 「児童生徒に力をつけている」「的確な評価を行う」 等
- **児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導を行う。**
 「児童生徒の興味・関心をよく知っている」
 「児童生徒の気持ちと立場を理解できる」「児童生徒の人間関係を把握している」
 「児童生徒のよいところを見つけている」「的確な配慮ができる」
 「児童生徒が納得できる説明をする」 等
- **不正や反社会的行動に対する毅然とした指導を行う。**
 「悪いことに対しては、厳しく指導する」「しっかりとけじめをつけている」
 「間違いを正している」 等



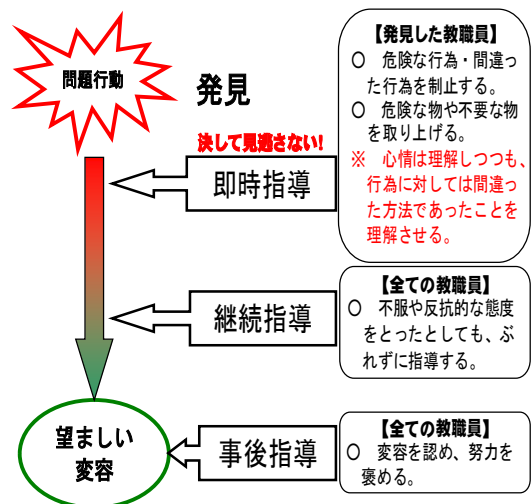
Q5 毅然とした指導とは、どのようにすることでしょうか？



A5 問題行動が生じたとき、見逃さずにその行為を制止したり、行動が改善するまで粘り強く指導することです。また、最初から最後までぶれることなく、一貫した指導を行うことです。

一部の教職員の中には、「毅然とした指導には、体罰が含まれる」と思っている人がいるようですが、それは誤りです。日頃から信頼関係を作り、児童生徒自身が「変わろう」と思えるよう、体罰によることなく粘り強い指導を継続しましょう。

【毅然とした指導（一例）】



参考資料2【指導の基礎基本 ～人権尊重の精神～】

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させる総合的な教育活動です。 （「人権教育の推進についての基本方針」県教育委員会 平成20年2月策定）

1 「体罰等は人権侵害」という意識をもつ

教職員の言動は、児童生徒の心身の成長・発達や豊かな人間性の育成に大きな影響を及ぼします。「一人一人の児童生徒の大切さを認識し、一人の人間として接する」という教職員の姿勢そのものが「隠れたカリキュラム*」であり、児童生徒に安心感を与え、自尊感情を育むことにつながります。

教職員は、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動しなければなりません。ことに、体罰等は、児童生徒の心身を深く傷つける人権侵害であることを認識し、児童生徒との間に、信頼に基づく人間関係を築くよう努めましょう。

2 「児童の権利に関する条約」を具現化する

体罰等の背景には、児童生徒が常に保護の対象として扱われ、個人の尊厳と価値を尊重されるという人権尊重の視点が不十分であることが考えられます。「人権教育推進プラン」（県教育委員会策定）は、「学校における教育活動は、『児童の権利に関する条約』や『児童憲章』の理念にも示されているように、人権尊重の精神に貫かれたものとして進められなければならない」としています。「児童の権利に関する条約」の精神を生かし、児童生徒の人権の十分な保障に努めましょう。

児童の権利に関する条約 第12条

児童生徒が学校生活について意見を表明することを尊重しなければなりません。

児童の権利に関する条約 第19条

児童虐待や体罰等の防止措置をとらなければなりません。

児童の権利に関する条約 第23条

「障害により自分の意思を十分に伝えることができない児童生徒は、状況によっては周りの人から理解されにくく、体罰等の人権侵害を受けやすい危険性がある」という視点に立ち、指導に臨まなければなりません。

児童の権利に関する条約 第28条

校則等を、学校を運営するための「大人の規則」から、児童生徒が自分たちの権利を保障するための「児童生徒の規則」へと発展させていく必要があります。

※ この条約では、「児童」とは、18歳未満の全ての者をいいます。

*隠れたカリキュラム： 教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄。場の在り方や雰囲気といったもの。

参考資料3 【指導の基礎基本 ～生徒指導～】

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

児童生徒理解の深化

- 「受容・傾聴・共感」の姿勢で臨み、児童生徒の本音を理解する。
- 児童生徒がもつ個々の長所・短所等の特徴や傾向を理解する。
- 児童生徒の表情や仕草を観察し、小さな変化やサインを見落とさない。
- 家庭訪問等により家庭との連絡を密にする。
- 生育歴や生活背景を理解する。

信頼関係の構築

- 日頃から人間的な触れ合いを大切にし、共に歩もうとする姿勢を大切にする。
- 児童生徒に充実感・達成感を感じさせる授業等を行う。
- 児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導を行う。
- 不正や反社会的行動に対して、常に見逃さず、毅然とした指導を行う。

自己決定の場を与える

- 児童生徒自らが判断や行動を選択し、責任ある行動をとれるように指導・支援する。

共感的な人間関係を育成する

- 聴き合う活動を重視し、お互いに認め合い、学び合えるように指導・支援する。

自己存在感を与える

- 教職員がタイミングよく指導・支援する。
- 教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在として捉え、効果的に指導・支援する。

積極的な生徒指導

- 児童生徒のやる気を引き出し、自己指導能力を育成する。
- 問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導を行う。

※ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応は「今日から使えるなら特別支援教育ガイド」(<http://www.nps.ed.jp/nara-c/tokubetsu/syokyo/html/index.html>)を参照してください。

参考資料4【指導の基礎基本 ～学習指導～】

児童生徒にとって、**学校生活の中心は授業**です。児童生徒一人一人に楽しく分かる授業を実感させることは教職員に課せられた重要な責務です。教職員は、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、一人一人が学習の目的をもって、意欲的に、生き生きと授業に参加し、主体的な学習態度を養うように努める必要があります。そのために、次の点に留意した授業を実践しましょう。

1 自信をもたせる授業

- 認める、褒める、励ます機会を意図的に設定する。
- 最後までやり遂げた結果としての成功体験が積めるように指導を工夫する。
- 自分で選択・決定する場面を発達段階に応じて設定する。

2 言語活動の充実

- 相手の話を聞いたり、自分の言葉で伝えたりする活動を取り入れる。
- 児童生徒同士が教え合う活動を計画的に設定する。
- 児童生徒が協力し合う場面を設定する。

3 一人一人の実態に配慮した授業

- 教育相談を意図的・継続的に実施する。
- 学習不適應の解消に向けた組織的な指導・支援体制を整える。

4 道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて、人間の在り方、生き方に関する教育が行われるようにする。
- 体験的な活動により、人間としての在り方、生き方について、児童生徒自らが考え、自覚を深めて自己実現を図ることができるようにする。
- 道徳教育を推進するため、必要な指導・支援体制を整える。

参考資料5【指導の基礎基本 ～部活動指導～】

「体罰に係る実態把握（平成24年度文部科学省調査）」によると、部活動の指導中に体罰が発生しやすい傾向にあることが見て取れます。指導者は、このことを重く受け止め、改めて自らの指導を振り返りましょう。

1 部活動の意義を理解する

- 生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育てる。
- 体力の向上、学習意欲の向上、健康の増進を図る。
- 生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育てる。
- 互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立てる。
- 技能の錬磨を図る。

2 部活動指導に携わる教職員の意識を高める

- 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、体罰等が許されない行為であることは当然である。
- 厳しい指導と体罰等の許されない行為をしっかりと区別することが大切である。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。
- 生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なニーズや意見を把握し、一人一人の技能に応じた練習方法を吟味し、設定することが必要である。
- 勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであるが、大会等で勝つことや結果を残すことのみを重視した勝利（成績）至上主義に陥ると、体罰等による指導が発生しやすくなる。
- 優れた教職員、適切な指導を行える教職員は、体罰等を行うことなく技能や記録の向上で成果を上げている。

3 科学的な根拠がある指導方法を身に付ける

- 安全管理を徹底し、より効率的・効果的な練習方法の検討、導入に努める。
- 県及び各種団体が開催する研修会や他校あるいは校種を越えた学校間での合同練習会、校内での指導者部会等に積極的に参加し、指導力の向上に努める。

4 生徒一人一人の発達段階を考慮し、継続性のある指導を推進する

- 中学校及び高等学校での部活動指導は育成段階における指導である。生徒の将来を見据え、中学校と高等学校が連携した指導を行う。
- 生徒に過度な練習等を課すと、燃え尽き症候群になる危険性がある。
- 生徒一人一人の発達の段階や、生徒が「何を考え、どのようにしたいと思っているのか」等を考慮し、その時期に合った指導を適切に行う。

熱くなる
指導の中にも 冷静さ

参考資料6【コーチング】

コーチングとは、人が本来もっている力を引き出したり、自発的な行動を促したりするためのコミュニケーション・スキルです。コーチングの手法を取り入れることにより、児童生徒はよく考え、自ら行動する習慣を身に付けていくことができるようになります。

1 コーチングの基本的な考え

- 人は、無限の可能性をもっている。
- その人が必要とする答えは、その人の中にある。
- その答えは、サポートがあると気づきやすくなる。

2 コーチングのポイント

- 指導者と児童生徒の間の信頼関係が前提条件となる。
- 児童生徒一人一人のニーズや持ち味、状況に合わせた個別的な発想で行う。
- 児童生徒の状況に応じて、ティーチングと組み合わせたり、使い分けたりする。
- 能力を引き出し、これからの行動の向上をサポートする。

3 代表的なコーチング・スキル

(1) 傾聴

- 「何を言っても、聴いてもらえる」「大切に思ってもらえる」と相手を感じ、信頼関係が構築される聴き方を心がける。
- 形だけの傾聴にならないよう注意しながら、「うなずき」「繰り返し」「あいづち」を使って相手の言葉や気持ちを引き出すように聴く。
- 同情、賛同、評価、批判をせずに、受容する。また、結論を急がない。
- 相手に合わせて聴く（ペーシング）。

(2) 承認

- 日頃からの児童生徒理解・信頼関係を基盤とした三つの承認

結果承認	「よくできたね」「すごいね」「やったね」「優勝したんだってね」 等
事実承認	「髪を切ったんだね」「新しいノートだね」「今日は、日直なんだね」
(行動承認)	「元気ないみたいだけど?」「〇〇をしてくれてありがとう」 等
存在承認	名前を呼ぶ、挨拶をする、声をかける、反応する、返事をする 目を見て話を聞く、最後まで話を聞く、頼みごとをする 等

- 相手に関心をもち、気付いたことや見たことを伝える。
- タイミングよく承認する。
- 非言語も活用して心を込めて承認する。
- 「あなたは〇〇ですね」よりも「わたしは、あなたの〇〇が◇◇とします」で伝える。
(「YOU (あなた)」メッセージ) (「I (わたし)」メッセージ)

承認は 子どもが輝く
スーパースキル

承認のバリエーションが増えるよう心がけましょう！

(3) 質問

- 児童生徒の立場に立って「答えやすい質問」から尋ねるようにする。
例 「はい」「いいえ」で答えられる質問や一問一答式の質問等
- できなかったことを責めるような質問にしない。
例 「なぜ、〇〇できなかったの？」
⇒ 「〇〇できなかったのは何が原因かな？」
- 相手が「分からない」と答えたときは、
 - ・ 質問をより具体的にする。
例 「チームを強くするには？」 ⇒ 「得点力をアップするには？」
 - ・ 選択肢を設ける。
例 「攻撃から考える？それとも、守備から考える？」
 - ・ 仮定的質問にする。
例 「もし、失点を抑えられたら？」
- 「正しい答え」ではなく「自分の考え」を答えられるようにする。
- 児童生徒が気付いたり考えたりするための質問をする。
- 児童生徒が「現状」や「目指したい姿」をイメージできるような質問をする。

4 コーチングで期待できる児童生徒の変化

- 「やらされる」「やらなければならない」から「やろう」に意識が変わる。
- 意識が変わるだけでなく、具体的に行動を起こせるようになる。
- 自分自身にとって価値ある目標設定ができるようになる。
- 結果だけでなく、プロセスを重視した行動ができるようになる。
- 行動を起こすことに対して自信がもてるようになる。



Q6 ティーチングとコーチングの違いは何でしょうか？



A6 ティーチングは、「〇〇しなさい」「次は、〇〇です」のように指示を与える指導方法です。つまり、本質的に教え込むことが目的であるので、一方通行のコミュニケーションといえます。

一方、コーチングでは、「〇〇についてどのように思う」「〇〇したらどのようになるだろうか」「〇〇という考えもあるよ」等の声かけにより、相手が考え、自分の意見や気づきを引き出すようにします。つまり、双方向のコミュニケーションです。

全ての指導をコーチングで行うということではなく、児童生徒の能力・知識・技能に合わせて、ティーチングとコーチングを組み合わせたり使い分けたりしていくことが大切です。

参考資料7【メンタルトレーニング（メンタルサポート）】

メンタルトレーニングを行うことで、プラス思考を引き出したり、「やらされている活動」から「自らの意思でやる活動」へ児童生徒の意識を変容させることができます。

1 プラス思考を引き出す指導方法

多くの教職員は、自分が担当する部活動等において、児童生徒が試合や発表会（以下、「試合等」といいます。）でよい結果を残してほしいと願って指導しています。そのような中で、児童生徒に大舞台で緊張しない「強い精神力」を育むため、過度に厳しい練習を課したり、体罰等を行う人がいます。

しかし、過度の厳しい練習や体罰等は、児童生徒が失敗を恐れ、マイナス思考になり、ただでさえ緊張しやすい試合等の場面で、実力が発揮できにくくなります。そこで、部活動指導等に携わる教職員は、**ポジティブ・シンキング（プラス思考）**のできる児童生徒を育成する手法を身に付けなければなりません。

<マイナス思考>

こんな失敗をしないようにしよう
負けない戦術
失敗したら試合に負ける
相手は強い

<プラス思考>

→ こうすればうまくいく
→ 勝つための戦術
→ こうすれば勝てる
→ できることをやろう

2 動機づけによる指導方法

「やらされている」練習より「自らの意思でやる」練習の方が、効果的であることは明らかです。児童生徒が日常の厳しい練習に積極的に参加するためには、多くの心的エネルギーが必要です。このエネルギーを高めることを「動機づけ」といいます。「動機づけ」には「内発的動機づけ」と「外発的動機づけ」の二種類があり、「内発的動機づけ」を高めることが大切です。

内発的動機づけ

「その活動をすることが楽しいから参加する」「運動等の技能が向上することが楽しいから練習に積極的に参加する」などのように、自分の内側から生じてくる動機づけ。

【長所】

- 児童生徒自らが運動等の楽しさを感じたり、技能の向上や練習の意味を理解できるようになる。
- 進路先などでも、その運動等を継続する。

【短所】

- 効果がすぐには現れにくい。

外発的動機づけ

義務を課す、強制を強いる、賞罰（叱ることや罰、褒めることや賞）を与えるなどして積極的な練習への参加を促すために、外側から与えられる動機づけ。

【長所】

- 指導する教職員のペースで働きかけることができ、指導しやすい。
- 一定の結果が現れやすい。

【短所】

- 指導する教職員がいないと、児童生徒は練習の手を抜く。
- 「短期間で効果を上げたい」という思いから、教職員は体罰等を行いやすくなる。
- その後の進路先で、その運動等を継続しない要因となる。



Q7 内発的動機づけを高めるには、どのようにすればよいのでしょうか？



A7 教職員の指導が、体罰等や強制的な指導であれば、「怒られないための努力」「指導者に認めてもらうための努力」をする児童生徒になりがちです。逆に、褒めることで児童生徒に自信をつけることを心がけた指導であれば、内発的動機が高まり、時間はかかるかもしれませんが、自分から練習しようとする児童生徒に育ちます。内発的動機づけを高めるためには、「褒める」「叱る」「励ます」をバランスよく行うことが大切です。

褒める

- 技能向上を賞賛
- 努力を認定

※ 他者との比較による賞賛はしない。

叱る

- フォローを伴う叱責
- 改善点を伴う叱責
- 理由を伝えての叱責

※ やってはいけないことをやっているとき、また、やるべきことをやらないでいるときは、きちんと叱りましょう。

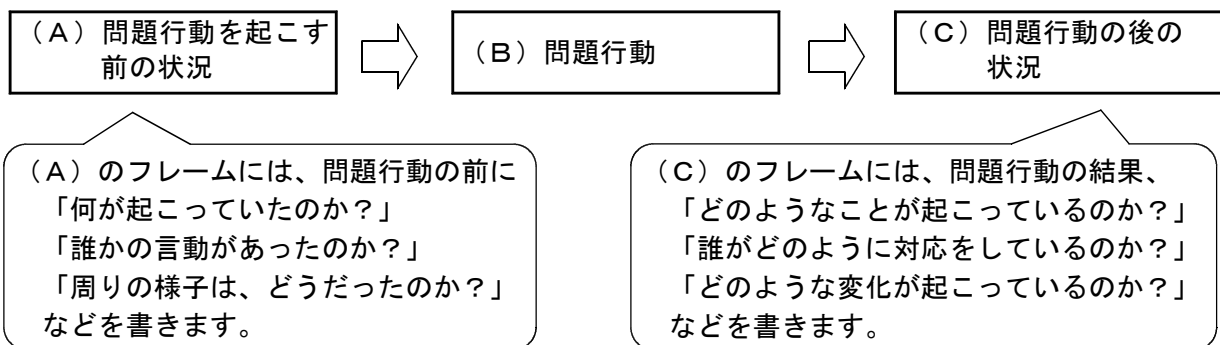
励ます

- 進歩の承認を伴う励まし ⇒ 「～が前よりうまくなっているから…」
- 具体的な助言を伴う励まし ⇒ 「～すればうまくできるようになるから…」
- 努力認定を伴う励まし ⇒ 「～をととても頑張っているね。」
- 失敗不安を低減させる励まし ⇒ 「失敗してもいいんだから…」
- 自立性を支援する励まし ⇒ 「君は目標に向かって自ら挑戦できるんだから…」
- 非言語的な方法を伴う励まし ⇒ 笑顔で励ます 等

参考資料8【ABC分析】

問題行動のみに着目せず、その行動の前後の状況を分析して対応を変えることで、問題行動をなくしたり望ましい行動に変容させたりすることができます。

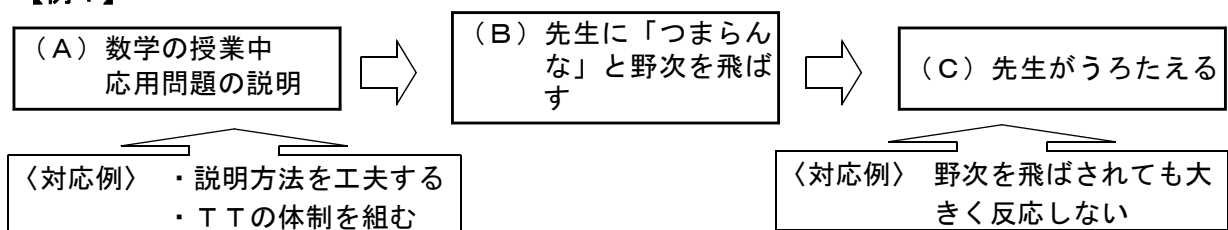
日常の学校生活では、「同じ失敗を繰り返す」「人に迷惑をかける」「授業を妨害する」「すぐに暴力をふるう」など児童生徒による様々な行動（以下、「問題行動」といいます。）が起きます。それらの行動の理解とその対応について、応用行動分析学の方法論の一つである「ABCフレーム」を利用することで、児童生徒一人一人に応じた対応を行うことができるようになります。



※ 誰が読んでも、どのような行動・様子であるのか分かるように具体的に記録します。

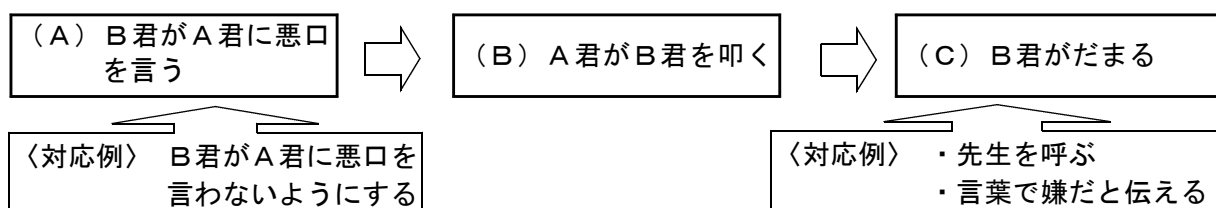
応用行動分析学では、「人の行動は、その人と周りの環境との相互作用によって形成され、維持されている」と考えます。したがって、児童生徒の問題行動だけを見て、その行動を変えようとするのではなく、日頃からの児童生徒理解・信頼関係を基にして、「問題行動を起こす前の状況」や「問題行動の後の状況」を十分に観察・記録・分析し、問題行動を起こす意味や目的を推測して対応していきます。

【例1】



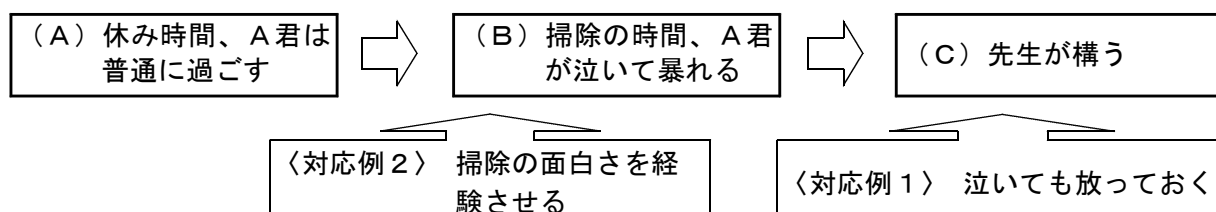
例1では、先生がうろたえる姿が児童生徒にとって「うれしいこと（＝好子）^{こうし}」となり、野次れば先生がうろたえるので、また次の授業でも野次を飛ばす（問題行動が増える＝行動の強化）ようになります。そこで、（C）の行動を変え、好子が出現しないようにすると、（B）の問題行動が減っていきます。一方、（A）で、授業内容が応用問題になり、授業が分からなくて「嫌になった（＝嫌子）^{けんし}」と推測すれば、支援の方法を工夫することで嫌子が消失し、問題行動が減っていきます。

【例2】



例2では、B君が悪口を言うことはA君にとって「嫌なこと」となり、A君がB君を叩くとB君はだまる（＝嫌子の消失）ので、次に悪口を言われたら叩く（＝行動の強化）ようになります。この行動に対し、問題行動を起こす前の状況を変えることで、A君にとっての嫌子が消失し、「B君を叩く」という行動が減っていきます。一方、嫌なことを「叩いて」回避している状態から、より望ましい解決方法へ移行させるといった支援を行っていくことも必要です。そして、A君が望ましい行動ができたときは、しっかりと褒めて（＝好子の出現）、その望ましい行動を強化していくようにします。

【例3】



例3では、担任は、掃除の時間になるとA君が泣いて暴れるのは、「先生に構ってもらえるから（＝好子の出現による行動の強化）」と推測し、「A君が泣いても放っておく（＝好子の消失）」ことにしました。しかし、一向にA君の泣く行動は減りません。これは、A君の行動を維持させている要因が、別にあるということになります。そこで、「掃除が面白くないので、やりたくないから（＝嫌子の消失による行動の強化）」と推測し、対応を変えてみると、A君の泣く行動は減少しました。このように、今行っている対応策が効果的であるか、指導を続けながら観察・記録し、効果がない場合は、別の対応策を考えていきます。

【望ましい行動を更に強化する、継続させるコツ】

- 60秒以内に、「行動のどこがよかったのか」を具体的に褒める。
⇒ 児童生徒はよい行動を獲得しやすくなり、また強化していく（＝即時称賛による即時強化）。
- 最初は基準を緩めに設定し、小さな変化・成長を見つけるようにして褒める。おおむねできるようになれば、基準を変える。
- 最初は即時強化で、おおむねできるようになれば、「たまに褒める（＝間欠強化）」に変える。

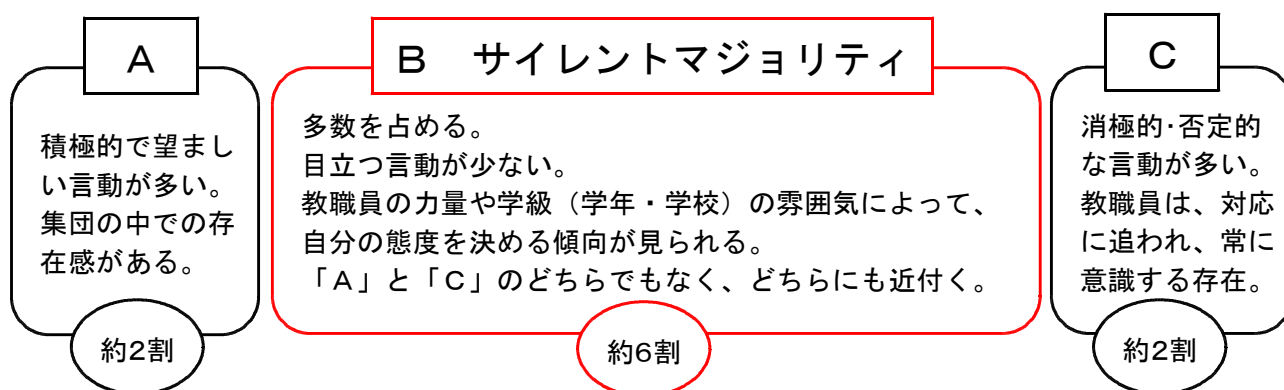
あなたの怒り
行動分析してみよう

参考資料9【サイレントマジョリティ】

サイレントマジョリティと呼ばれる中間層への指導・支援を意識して行うことによって、学級や集団のもつ力を最大限に引き出し、問題行動を減少させることができます。

1 望ましい集団をつくる

学校生活において、児童生徒の見せる姿は、成長とともに変化していくものですが、ここでは、全ての児童生徒が自己指導能力を高め、社会的な資質や能力・態度を形成することを支援するため、以下のように児童生徒を「A」「B」「C」の集団に大別して考えます。集団によって違いはありますが、おおむね「2・6・2の法則」が当てはまります。



多数を占める「B」の集団は、ふだん余り目立たないことから、サイレントマジョリティと呼ばれます。この「B」の集団に対して気を付けなければならないことは、教職員の力量や学級（学年・学校）の雰囲気によって、「A」と「C」のどちらにも近付きやすいということです。

「C」の集団への指導・支援の重要性は言うまでもありませんが、教職員が「C」の集団ばかりに気を取られていたり、その指導が不適切であったりすると、「B」の集団は教職員からしっかき見てもらっていないという不満や「自分たちだって、これくらいいいだろう」という考えから問題行動を起こすようになることがあります。このように、「B」の集団が「C」の集団に近付くと、指導困難な児童生徒が増え、教職員の指導が及ばない状況に陥ってしまい、教職員は「叱る」指導が多くなり、ときには、指導が体罰等へとエスカレートします。

「B」の集団を「A」の集団に近付けるためには、「B」の集団の児童生徒理解をより意識的に行い、指導・支援していくことが大切です。「B」の集団が意欲的になると、集団全体も主体的な雰囲気となり、意欲的に活動する状態になっていきます。そのような中で、「C」の集団も心を開いたり、やる気を出したりするようになります。また、教職員は、より手厚く「C」の集団を指導・支援できるようになります。

2 児童生徒とよい関係をつくる

「C」の集団の児童生徒も、常に消極的・否定的な行動ばかりを繰り返すわけではありません。「A」や「B」の集団と同じような行動もしています。そのようなときを見逃さずに声かけや承認等を行うことで、信頼関係を築いていくことができます。

第4章 研修の進め方

1 研修の視点

体罰等が起こる余地のない指導を確立するためには、教職員一人一人が、「体罰は、しない・させない」という意識を強くもつことが何よりも大切です。そして、その意識を教職員全体で共有し、学校の共通認識としていくことが必要です。また、「体罰は、必要ない」という指導を行っていくために、教職員としての力量を高めていくことも必要です。

そのためには、学校や教職員、各団体の実態に合わせた研修及び自主研修が非常に重要となります。30頁から33頁に示した事例あるいは独自で用意した事例における体罰等の問題点や改善点について、考えたり交流したりして体罰等が起こる余地のない指導を推進していきましょう。

2 研修の手順

(1) 自主研修の手順

- ① 事例を選び、次の各問いに対して自分自身の意見をまとめてみる。
 - (ア) 事例のどのような行為が体罰や不適切な行為に当たるのか。
 - (イ) なぜ、体罰や不適切な行為に及んだのか。
 - (ウ) どのような指導をすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができたのか。
- ② 奈良県先生応援サイト (<http://www.nps.ed.jp/ouen/>) に紹介されている意見を参考にする。
- ③ これからの指導について、具体的にまとめる。

(2) 校内又は各団体における研修の手順

- ① 研修を企画するコーディネーターが、各学校又は各団体の実態に合わせ、事例を選ぶ。
 - ※ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応事例や各学校の実態に即した事例を盛り込んで研修することは大切なことです。
- ② 『スタンディング・ミーティング』『グループ単位での話し合い』や『ロールプレイング』等の手法を取り入れ、意見交流を行う。
 - ※ コーディネーターは事前に、奈良県先生応援サイト (<http://www.nps.ed.jp/ouen/>) に紹介されている意見を確認しておき、様々な意見が出やすくなるように配慮する。
- ③ 意見を整理し、有効な指導方法を共有する。
- ④ 研修後も共有した指導方法が「実践できているか」を確認し、新たに出てきた課題について話し合う機会を定期的にもつ。

【ロールプレイを用いた研修の工夫】

- アイスブレイクを十分に行い、演じやすい雰囲気をつくる。
- 具体的な場面を想定して、様々な立場で感じたり考えたりすることで、事例を自分のこととして受け止めて主体的に考えることができるようにする。
- ロールプレイを効果的に進めるには、進行役が中心となってグループで取り上げる場面を選び、演者と観客を決め、役をイメージしてから演技を始める。
- 演技後、感じたことや考えたことを話し合い、互いに感じ取ったことを共有する。

3 事例

【事例1】小学校

Aは小学校6年生男子児童である。図書委員会の活動中、委員会の作業をあまりしないで、同級生の男子児童B、Cと、しゃべったりふざけたりしていた。そこで、新任のX先生は、「どうして、今日は仕事をしないの。いつもは、やっているのに。ちゃんとやりなさい。」と注意した。いつもは、Y先生が主に委員会の指導をしており、児童Aたちはきちんと活動していた。X先生は、自分だと言うことを聞かない児童Aたちに困っていた。

しばらく様子を見ていたが、児童Aたちに変化は見られなかった。Y先生からは、今日中にやっておく作業内容を頼まれていて、このままでは、作業は終わりそうになかった。そこで、X先生は、児童Aたちに、「何回言わせるの。真面目にやりなさい。やらなかったら、Y先生に言うわよ。」と注意した。それに対し、児童Aたちが反抗的な態度を取ったので、X先生は、リーダー格である児童Aのところに行き、児童Aの頭をげんこつで1回叩いた。

- (1) X先生のどの行為が体罰や不適切な行為に当たるのでしょうか。
- (2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょうか。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょうか。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいでしょうか。
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とは、どのようなものでしょうか。

以下に挙げる事例についても、事例1と同じように、自分の意見をまとめてみましょう。

【事例2】小学校

Aは小学校4年生男子児童である。1時間目の算数でプリントが配られた。X先生は、「できた人から、前に出しましょう。」と伝えた。一番になることが大好きな児童Aは、それを聞いて頑張り出した。どうにかでき上がり、急いで前に出しに行ったところ、すでに男子児童Bが出していた。児童Aは、悔しさを紛らすために、独り言を言い出した。その声が大きくなってきたので、X先生は、「静かにしなさい。うるさくしたら、みんなに迷惑です。早く、自分の席に戻りなさい。」と、児童Aに注意した。児童Aが我慢して自分の席に戻ろうとしたとき、男子児童Cが自分を指さして笑っているように見えたので、児童Aは児童Cの頭を叩いた。それがきっかけで、児童Aと児童Cはケンカになり、その騒ぎに気付いたX先生は児童Aに、「こらっ。うるさくするわ、友達を叩いてケンカするわ、ダメじゃないか。早く、Cに謝りなさい。」と注意をした。しかし、児童Aはそっぽを向き、謝らなかった。X先生は児童Aの手を持ち、児童Cの方に身体を向けようとした。そのとき、児童AはX先生の手を噛んだ。「痛い。そんな悪いことをするのは、この口か。」と、X先生は怒りながら、児童Aのあごを力を入れてつかんだ。児童Aは、その後、大声で泣き出した。

【事例3】中学校

中学校に入学して6月に実施された宿泊訓練での出来事である。X先生は、採用2年目で、初めて学級担任を任された先生である。消灯時間が過ぎたにも関わらず、X先生が担任する男子生徒A、Bがいる部屋から喋り声が聞こえてきたので、X先生は静かに就寝するように口頭で注意を与えた。その30分後、Y先生が館内を巡回していると、先ほど指導を受けた生徒A、Bがいる部屋から再び話し声が聞こえてきたので、Y先生はX先生に「先生のクラスの部屋、まだ、騒いでますよ。他の部屋に迷惑です。」と告げた。X先生は、慌ててその部屋の前に行き、聞き耳を立てていると、「X先生は、ウザイ。」という声が聞こえてきた。その瞬間、X先生は部屋に入り、X先生の噂話をしていた生徒A、Bを理由も聞かずに一発ずつ平手で叩き、連帯責任として部屋の他の生徒も廊下に出し、一時間正座させた。

【事例4】中学校

中学校3年生の女子生徒Aは、ふだんから服装や頭髪で指導を受けている生徒で、教職員の指導にも反抗的な態度を取ることが多かった。他の生徒の進路の目標が決まってく中、学習面に不安を感じている生徒Aだけが目標を決められずにいた。学級担任であるY先生との懇談で、生徒Aはまず授業を大切にしていくことを約束し、生徒Aの授業態度に少しずつ変化が見られるようになってきた。そんなとき、生徒Aのクラスが自習となり、ふだんから厳しい生徒指導をするという評判のX先生が自習監督を行うことになった。最初、静かに課題に取り組んでいた生徒Aだが、授業が半ばを過ぎた頃になると、隣の生徒と何やら話すようになった。その姿を見たX先生は、生徒Aが隣の生徒に迷惑をかけていると思い、理由も聞かずに、「他人に迷惑をかけるのだったら、教室を出て行け。」と、生徒Aの手を強く引っ張って、教室の外へ連れ出した。その際、生徒Aは転倒し、廊下で頭を打った。生徒Aは「二度と学校へ来ない。」という言葉を残し帰宅した。放課後、生徒Aの母親から、「やっと、やる気を出していた。隣の子に質問をして、一方的に指導されるのはおかしい。これは、体罰だ。」という抗議の電話が入った。

【事例5】高等学校

男子生徒Aは、授業中いつも落ち着きがなく、何度注意を受けても教員の指示に全く従おうとしなかった。ある日の授業で、生徒AはX先生に気付かれぬよう、前に座っている寡黙な男子生徒Bに対して、消しゴムのかすを投げつけたり、背中にシャープペンシルを押し当てるなどのちょっかいをかけた。我慢しかねた生徒Bは、突然立ち上がって、生徒Aの胸ぐらをつかみかかった。生徒Aも負けじと生徒Bに殴りかかろうとした。そのとき、すぐにX先生が間に入り、両者を引き離れた。興奮状態の生徒Aは、収まりがつかず、再度生徒Bをつかみにいこうとしたので、X先生は生徒Aを強く押し返した。その行為に、生徒Aは更に興奮し、今度は叫びながらX先生に向かってきた。そこでX先生は、生徒Aの顔を強めに一発殴った。ひるんだ生徒Aに対し、X先生は「頭を冷やせ。落ち着け。」と言って、駆けつけた他の先生の手を借り、生徒Aを別室へと連れて行った。

X先生は、落ち着きを取り戻した生徒Aに、「あの場面で、君を落ち着かせるためには、手を出さざるを得なかった。口で言って止められる状態ではなかったので、強く叩いてしまった。申し訳ない。」と、謝罪した。その後、X先生はこのことを管理職にも生徒Aの保護者にも報告しなかった。

【事例6】高等学校

Y先生が担任するHRは、活発で授業が進めやすいと評判であった。しかし、X先生の担当する数学の授業だけは私語が多くなり、大半の生徒が好きなことをやっている状態であった。特に、数学の苦手な生徒Aは、集中力を欠き、毎時間X先生から注意を受けていた。期末テストが迫ってきたある日、数学の授業中にいつもの調子で身勝手な発言を繰り返す生徒Aに対して、X先生が「静かにしろ。授業と関係のない発言をするな。」と怒鳴ると、生徒Aは「お前の教え方が悪いんじゃない。」と、反抗的な態度を取った。そこで、X先生は「生意気なことを言うな。」と、生徒Aの顔を平手で叩いた。

【事例7】特別支援学校

Aは小学部5年生の男子児童である。絵本を読むことが好きで、一度読み出すと、他のことに注意を向けられなくなる傾向にある。

2時間目と3時間目の中休みの時間に、児童Aは絵本を読み始めた。3時間目のチャイムが鳴った後も、児童Aはまだ絵本を読んでいた。X先生は、児童Aが授業への気持ちの切り替えができるようにと、児童Aが読んでいた絵本を取り上げて本棚に戻し、授業を始めることを告げた。しかし、児童Aは、本棚に行って絵本を取り出して、その場で読み始めた。再度、X先生が絵本を取り上げて本棚に入れようとする、児童AはX先生から絵本を取り戻そうとした。X先生は、「やめなさい。」と注意するとともに、児童Aの頬をつねった。

【事例8】部活動

男子バレーボール部のX先生は、部活動の指導に非常に熱心で、チームは県の大会でも常に上位まで勝ち進んでおり、数年前には全国大会に出場したこともあった。X先生の指導を受けるために入学してくる生徒も多く、生徒や保護者から信頼されていた。X先生は、強いチームをつくるためには、厳しい指導が必要だと考え、自分が学生時代に指導を受けていたように、試合に負けたときや生徒が気持ちの入らないプレーをしたときには、平手で叩くなどの罰を日常的に与えていた。生徒や保護者も、「レギュラーに入るためや強くなるためには、叩かれたりすることはやむを得ない。」と、X先生の指導に従っていた。

大切な大会直前の練習試合で、X先生の思い通りのゲームができず、チームは負けた。そこで、X先生は、大会に向けて気合いを入れ直すために、キャプテンである生徒Aを全員の前で、「お前がチームをまとめていないからだ。」と叱責し、平手で顔を数発叩いた。このときの暴力がもとで、生徒Aは右耳の鼓膜を破るケガを負った。

【事例9】部活動

県中学校総合体育大会を2週間後に控えた夏の日差しが厳しいある日、生徒は練習に励んでいた。その最中、緩慢なプレーをする生徒Aがいたため、X先生は練習を中止し、生徒を集め、約10分間激しく怒鳴った。その後、X先生は選手に喝を入れるため、グラウンドを10周走るよう命じた。

グラウンドを走る練習で、いつも全力を出すことなく走る生徒Bがこの日もいつもと変わらない様子であったため、X先生は生徒Bが通り過ぎる際、椅子を生徒B付近にめがけて投げつけ、大きな声で叱責した。

グラウンドには、他の部活動を指導していた先生もおり、激しく罵倒するX先生の言動に気付いていた。

その翌日、他の部活動に参加する生徒の保護者から、X先生の言動について知らせる電話が入った。

【事例10】部活動

A中学校には、剣道の技術指導のできる先生がおらず、Xさんに外部指導者として指導を依頼した。顧問のY先生は、部活動には消極的で、休日の部活動指導をほとんどXさんに任せている状態であった。剣道経験者であるが、生徒への指導は初めてであるXさんは、「最初が肝心」との思いから、剣道の技術を教える前に、厳しく礼儀作法から指導していた。そんな折、生徒から「早く剣道をしたい。」等の不満の声が上がった。Xさんは、「お前たちに剣道をする資格はない。」と怒鳴り、全員の頭を竹刀で軽く叩き、一時間正座させた。次の日、剣道部員の保護者から校長に、「Xさんを指導者から外せ。」という電話が入った。

【事例11】部活動

A高校野球部は甲子園出場の常連校で、監督であるX先生は生徒からも信頼されていた。生徒は、「この監督の言うことは絶対だ。監督についていけば、必ず甲子園に俺たちを連れて行ってくれる。」と信じ、保護者もX先生に全幅の信頼を寄せていた。公式戦間近のある日の練習試合で、チームの中心選手であった生徒Bは好機で再三バントミスを繰り返した。試合中、下を向いてうなだれている生徒Bに対して「お前がそんな態度を見せてどうするんだ。チームの士気に関わるだろ。」と言って、生徒Bの頬を一回平手打ちした。

生徒Bはその後も試合に出てプレーをし、気を奮い立たせたかのように好プレーを連発し、チームは逆転勝ちを収めた。試合後に、X先生は生徒Bに、「ナイスプレーだったな。さっきはお前のバントミスを叱ったんじゃない。チームを引っ張る立場のお前があんな腐った態度を取っちゃいけないんだよ。また、しっかりとチームを引っ張っていってくれ。」と、フォローの言葉をかけた。生徒Bが何も言わなかったため、X先生は生徒Bが納得したと思い、生徒Bの保護者にも管理職にもこのことを伝えなかった。

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
布村 幸彦
文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公人

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生

徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整

備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

「体罰のない学校づくりの在り方」策定プロジェクトチーム

奈良教育大学教育学部	教 授	岡澤 祥訓
天理大学人間学部	教 授	千原 雅代
樹陽法律事務所	弁護士	山田 陽彦
奈良県高等学校生徒指導研究協議会	会 長	秦 俊彦
奈良県高等学校文化連盟	会 長	福西 弘
奈良県高等学校体育連盟	会 長	井岡 陽子
奈良県中学校生徒指導研究会	会 長	長浜 博己
奈良県中学校体育連盟	会 長	今谷 浩二
奈良県小学校生徒指導研究会	会 長	田中 三彦

※ 敬称略。所属、役職等は平成26年3月現在。

奈良県教育委員会事務局企画管理室
奈良県教育委員会事務局教職員課
奈良県教育委員会事務局学校教育課
奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室
奈良県教育委員会事務局保健体育課
奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課
奈良県立教育研究所

